

山梨県公報

第千九百十三号

平成二十一年

一月八日

木曜日

目次

公衆浴場入浴料金統制額の指定の一部改正	一
保安林の指定の予定	一
山梨県工業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額の一部改正	一
道路の区域変更(二件)	三
道路の供用開始	三
収入証紙売りさばき人の指定	四
公告	四
県政功績者	四
特定非営利活動法人の設立の認証申請(四件)	五
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定	六
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の廃止	七
開発行為に関する工事の完了について	九
開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事の完了について	九
監査委員	九
包括外部監査人の結果に関する報告の公表	九

告示

山梨県告示第五百二十四号

公衆浴場入浴料金統制額の指定(昭和五十一年山梨県告示第七百四十一号の二)の一部を次のように改正し、平成二十一年二月一日から適用する。

平成二十一年一月八日

山梨県知事 横内正明

本則の表中「三百八十円」を「四百円」に改める。

山梨県告示第五百二十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十一年一月八日

山梨県知事 横内正明

- 一 保安林の所在場所
 1 山梨県市旭町上條中割字山葵沢二四七六の一
 - 二 指定の目的
 1 土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字山葵沢二四七六の一(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五百二十六号

山梨県工業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額(昭和六十一年山梨県告示第百十六号)の一部を次のように改正し、平成二十一年一月八日から適用する。

平成二十一年一月八日

山梨県知事 横内正明

1の表に次のように加える。

その他の機械器具又は設備	1時間	精密級デジタルマジック 交流安定化電源装置 直流電源装置 プリント基板試作装置	240円 140円 60円 1,410円
--------------	-----	--------------------------------------------------	-------------------------------

	交流電子負荷装置 直流電子負荷装置 密度比重計 超薄膜スクラッチ試験機 オーブン 小型分光スベクトロメータ 鏡面ガラスト加工機 フリーザー 卓上ホットスタターラー 卓上シーソーシエーカー HASTチャンパー 蛍光エツク又線分析装置 精密めつき電源 VHDLシミュレータ 微小押し込み硬さ試験機	210円 190円 170円 1,380円 450円 110円 610円 70円 20円 10円 420円 2,200円 130円 300円 1,960円
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2の表裏面及び非線形の面の粗さの測定器具。

繊維（ニット製品及びその原材料を除く。）	生地幅試験	1 試料	360円
----------------------	-------	------	------

2の表裏材、繊維、電子及び非線形の面の粗さの測定器具。

素材、機械、電子及び化学	硬度試験	1 件	微小押し込み硬さ試験	3,410円
	材料試験（表面分析試験）	1 試料	表面分析 深さ方向分析	15,930円 28,690円

材料試験	1 測定	超薄膜スクラッチ試験	1,740円
エツク又線回折試験	1 試料	エツク又線回折装置による分析 微少領域エツク又線回折装置による分析 高エネルギー応力解析装置による分析 エツク又線回折装置によるデータ解析	2,260円 33,080円 2,770円 4,270円
電子顕微鏡試験（電子顕微鏡（EPMA）による面線定性分析）	1 試料	1 成分 複成分	19,260円 24,070円
振動試験	1 時間	振動試験 複合環境槽を使用した振動試験	2,550円 4,070円
化学試験（ICP発光分光法による定量分析）	1 測定	測定波長領域 190nm ~ 800nm 120nm ~ 800nm	6,240円 8,510円
化学試験（発光）	1 件	エツキング時間 30分以内	4,350円

分光分析装置による分析)	30分を超えた後30分毎	4,350円
化学試験	1件 蛍光エックス線分析装置による定性分析 蛍光エックス線分析装置による半定量分析	7,650円 7,650円
環境試験	1時間 HASTチャムバーによる試験	460円

山梨県告示第五百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十一年一月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年一月八日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 国道
- 二 路線名 四一一号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
山梨市下栗原字下川原南割一〇七四番の一地先から 山梨市下栗原字下川原南割一〇六九番の一地先まで	八・六〇	八・七〇	三四・五	七二・〇
			四三・四	七二・〇

山梨県告示第五百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十一年一月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年一月八日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 台ヶ原長坂線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
北杜市白州町台ヶ原字中台三三〇番の二九地先から 北杜市白州町花水字本村官有無番地地先まで	四・八〇	四・八〇	十一・五	八〇〇・〇
			十一・五	八〇〇・〇

山梨県告示第五百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十一年一月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年一月八日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	藤袋石和線	笛吹市境川町石橋字上組二二七	四三八・〇	平成二十一

八番地先から	年一月八日
笛吹市境川町石橋字五反田五三	
八番の三地先まで	

山梨県告示第五百三十号

山梨県収入証紙条例（昭和三十九年山梨県条例第十七号）第六条第一項の規定により、山梨県収入証紙売りさばき人を次のとおり指定した。

平成二十一年一月八日

山梨県知事 横内正明

売りさばき場所	住所	氏名	指定年月日
笛吹市石和町広瀬七八五東八代合同庁舎内	甲府市丸の内一丁目六番一号	山梨県納税貯蓄組合総連合会	平成二十年十月七日

公告

● 県政功績者

山梨県表彰規則（昭和二十七年山梨県規則第十二号）に基づき平成二十年度県政功績者は、次のとおりである。

平成二十一年一月八日

山梨県知事 横内正明

個人

功績分野	氏名	住所
特別功績	吉 泉 信 一	甲州市勝沼町綿塚九百三十一番地
特別感謝状	武 藤 三 郎	愛知県名古屋市中千種区清明山二丁目七番二十五号
地方自治	浅 利 尚 男 有 泉 貞 夫	南アルプス市飯野新田千九十一番地 南巨摩郡増穂町青柳町三百六十三番

交通安全
産 業

教育文化

石原 滋	南都留郡西桂町小沼二百番地二
伊東 健治	南アルプス市芦安交通百四十六番地
岩間 勇	笛吹市一宮町塩田七百九十番地
内田 和雄	甲州市塩山牛奥四千八十三番地
梶原 知義	笛吹市御坂町成田五百八十二番地
上村 幸年	北杜市須玉町大豆生田五百九十七番地
川端 康敬	北杜市高根町村山西割千二百二十六番地
小宮山 篤	甲斐市大久保百三十六番地一
小山 忠男	南都留郡西桂町小沼二千八十番地
清水 喜代秀	南アルプス市百々三千五百二十一番地
土屋 泰一	韮崎市本町二丁目八番十七号
堀内 拓三	山梨市三富川浦千三百三十八番地
堀口 菊雄	富士吉田市下吉田千五百三十番地
村松 久雄	甲府市国母五丁目三番三十五号
八巻 睦	南巨摩郡鵜沢町千二百四番地
清水 弘道	北杜市須玉町若神子千四百六十番地
望月 弘道	甲斐市竜王千八百三十七番地一
市川 敬司	南巨摩郡南部町福土四千五百六十三番地
前嶋 傳子	笛吹市石和町河内千四十番地十五
鷹野 和子	笛吹市御坂町尾山一番地
飯島 覺	甲府市上石田一丁目十三番二十八号
加藤 基道	甲府市德行一丁目九番三十四号
嶋田 光行	南巨摩郡身延町角打三千百五番地
鈴木 光實	甲府市宮前町七番五十号
原 龍二	甲府市住吉五丁目九番七号
藤江 厚夫	甲府市千塚一丁目七番十九号
松葉 惇	都留市田原一丁目十三番三九号
石原 彦	甲府市上今井町二百九番地九
小澤 誠	中央市一町畑百十四番地
功澤 紀	甲府市富士見二丁目五番十六号
鈴木 武雄	韮崎市神山町武田八百十番地
堀井 幸憲	甲州市勝沼町下岩崎六十二番地
前島 捷夫	甲府市善光寺一丁目三番十七号
小林 和夫	笛吹市八代町北千四百五十四番地
小間 光弘	都留市朝日曾雌千五百五番地
岩間 光弘	南アルプス市有野二千七百二十二番地二十一 甲府市下積翠寺町千二百二十番地

社会福祉	荻原昌郎 山梨市牧丘町室伏千九十七番地 蕨崎市富士見二丁目四番十二号 富士吉田市下吉田三百二十一番地 都留市桂町九百七十九番地一 南アルプス市下市之瀬八十七番地 南巨摩郡身延町日向南沢八百四十八番地 都留市下谷二千八百十三番地 甲府市湯村三丁目十五番十八号 上野原市大野千二百八十四番地 蕨崎市清哲町青木三千八番地 甲州市塩山小屋敷三十八番地 笛吹市石和町市部七百十六番地五 甲府市美咲一丁目一番二十七号
保健衛生	中田雄一 黒澤駿光 武藤正孝 藤巻新齋 上條兵武 相吉堯春 相澤節子 望月忠男 長沼元江 澤田洋一 坂本貞夫 輿石和雄 荻原昌郎

団体

功績分野	団体名	所在地
社会福祉	鯉沢奉仕活動の会	南巨摩郡鯉沢町七百六十二番地
環境	富士山吉田口環境保全推進協議会 社団法人山梨県猟友会	富士吉田市上吉田七丁目十五番八号 甲府市丸の内一丁目五番四号

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成二十一年一月八日

- 一 申請のあった年月日 平成二十年十二月十七日 山梨県知事 横内正明
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 白愛福祉会

- 2 代表者の氏名 長澤芳文
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県南アルプス市百々二千二百二十番地二
- 4 定款に記載された目的
この法人は、高齢者が共同生活を行うライフスタイルの中で、居住者同志の親睦と融和を図りながら生きる喜びを共有し、グループリビングを拠点に、老後を明るく活動的に過ごす為に、地域の高齢者との交流やボランティア活動を積極的に展開し、心に安らぎのある暮らし作りの中で、福祉の増進に寄与することを目的とする。
縦覧期間 平成二十年十二月二十二日から平成二十一年二月二十一日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成二十一年一月八日

山梨県知事 横内正明

- 一 申請のあった年月日 平成二十年十二月十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人 Hope 笛吹
- 2 代表者の氏名 神宮司忍
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県笛吹市一宮町塩田四百八十八番地
- 4 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民に対して、笛吹市の魅力やみどころについての情報発信を行うほか、農業や観光など笛吹市ならではの資源を活用した様々なイベントや、市民に学びや体験の機会を提供する各種講座等の企画・開催などを通じて、笛吹市における経済活動の活性化とまちづくりの推進を図る事業を行い、もって活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。
縦覧期間 平成二十年十二月二十四日から平成二十一年二月二十三日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成二十一年一月八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十年十二月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人やまなし朝の市の会
- 2 代表者の氏名 小林大二
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県山梨市上神内川七十四番地の四
- 4 定款に記載された目的

この法人は、山梨市を中心とした市民に対して、山梨市の地域活性化を願い、市民主体のまちづくりを実現するため、朝市をはじめとしたさまざまなイベントの企画運営、コミュニケーションサロン運営などを通じて、市民交流の場をつくり、市民の参画と協働の促進、まちづくり意識の醸成を図り広く公益に寄与することを目的とする。

- 三 縦覧期間 平成二十年十二月二十四日から平成二十一年二月二十三日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年一月八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十年十二月二十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人住宅ギルド
- 2 代表者の氏名 佐野優
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町小立二千五百八十六番地
- 4 定款に記載された目的

この法人は、新たに住宅を建築及び購入する消費者、住宅をリフォームする消費者、住宅を売却する消費者、並びに居住目的の賃貸事業を営む消費者等に対し、住まいと土地に関連した適切な情報提供及び支援する事業を行い、消費者の長期に亘る生涯設計が健全に営まれることに寄与することを目的とする。

- 三 縦覧期間 平成二十年十二月二十五日から平成二十一年二月二十四日まで

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定
 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項、第四十六条第一項及び第五十三条第一項の規定により、次の者を指定居宅サービス事業者等として指定した。
 平成二十年十二月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

名称	所在地	介護保険事業所番号	サービスの種類	指定年月日
アーケ調剤薬局 上阿原店	甲府市上阿原町四四六番地一のA	一九四〇一一三 四二四	介護予防居宅療養管理指導（みなし）及び居宅療養管理指導（みなし）	平成二十年九月一日
Fairy Rose	山梨市上岩下一四一番地六	一九七〇二〇〇 三〇七	居宅介護支援	平成二十年十月一日
デイサービスらつく楽	韮崎市水神一丁目一〇番六号	一九七〇九〇〇 二二九	介護予防通所介護及び通所介護	平成二十年十月一日
デイサービスのぞみ	笛吹市石和町唐柏五三八番地二	一九七二八〇〇 五三五	介護予防通所介護及び通所介護	平成二十年十月一日
ふなやまベインクリニック	甲府市国母一丁目二二番二〇号	一九一〇一一五 四四一	介護予防居宅療養管理指導（みなし）、介護予防訪問リハビリテーション（みなし）、介護予防訪問看護（みなし）、居宅療養管理指導（みなし）、訪問リハビリテーション	平成二十年十月一日

介護センター パートナー	介護センター パートナー	介護センター パートナー	在宅福祉 エ ・ビーナ	上野原市立病 院通所リハビ リテーション	上野原市立病 院訪問看護事 業所	ふるさと診療 所	東甲府訪問介 護	ウエルシア薬 局 石和支部
笛吹市石和町 唐柏五三八番 地二	笛吹市石和町 唐柏五三八番 地二	笛吹市石和町 唐柏五三八番 地二	甲府市青沼一 丁目二番二 七号	上野原市上野 原三一九五番 地	上野原市上野 原三一九五番 地	甲斐市中下条 一六〇三番地 三	甲府市川田町 四〇番地二	笛吹市石和町 支部一〇九〇 三三三
一九七二八〇〇 五一九	一九七二八〇〇 五一九	一九七二八〇〇 五一九	一九七〇二〇二 五七八	一九七二〇〇〇 一四三	一九七二〇〇〇 一四三	一九二一七〇〇 五九七	一九七〇二〇二 五八六	一九四二八一〇 三三三
介護予防訪問介 護及び訪問介護	介護予防訪問介 護及び訪問介護	介護予防訪問介 護及び訪問介護	介護予防通所介 護及び通所介護	介護予防通所リ ハビリテーショ ン及び通所リハ ビリテーション	介護予防訪問看 護及び訪問看護	介護予防居宅療 養管理指導（み なし）、介護予 防訪問看護（み なし）、居宅療 養管理指導（み なし）及び訪問 看護（みなし）	介護予防訪問介 護及び訪問介護	介護予防居宅療 養管理指導（み なし）
平成二十年十月 一日	平成二十年十月 一日	平成二十年十月 一日	平成二十年十月 一日	平成二十年十月 一日	平成二十年十月 一日	平成二十年十月 三日	平成二十年十月 十五日	平成二十年十一 月一日

店 番地一	なし）及び居宅 療養管理指導（ みなし）	介護予防通所介 護及び通所介護	介護予防通所介 護及び通所介護	介護予防通所介 護及び通所介護	介護予防通所介 護及び通所介護	介護予防通所介 護及び通所介護	介護予防通所介 護及び通所介護	介護予防通所介 護及び通所介護
北杜市高根町 清里三五四五 番地一〇九五	南巨摩郡身延 町小田船原三 〇番地	笛吹市石和町 支部一〇〇六 番地三	甲府市里吉一 丁目六番一号	山梨市三ヶ所 一三一八番地 三	大月市大月三 丁目一番六〇 号	甲府市里吉一 丁目六番一号	甲府市里吉一 丁目六番一号	甲府市里吉一 丁目六番一号
一九七一九〇〇 三六八	一九七〇七〇〇 九七五	一九四一八一〇 三二五	一九七〇二〇二 五九四	一九七〇二〇〇 三二五	一九七二四〇〇 四四三	一九七〇二〇二 五九四	一九七〇二〇二 五九四	一九七〇二〇二 五九四
介護予防通所介 護及び通所介護	介護予防通所介 護及び通所介護	介護予防通所介 護及び通所介護	通所介護	居宅介護支援	介護予防訪問介 護及び訪問介護	介護予防通所介 護及び通所介護	介護予防通所介 護及び通所介護	介護予防通所介 護及び通所介護
平成二十年十一 月一日	平成二十年十一 月一日	平成二十年十一 月一日	平成二十年十一 月一日	平成二十年十一 月一日	平成二十年十一 月一日	平成二十年十一 月一日	平成二十年十一 月一日	平成二十年十一 月一日

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の廃止
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条、第八十二条及び第百十五条の
 五の規定により、次の指定居宅サービス事業者等から指定居宅サービス事業者等の廃止の
 届出があった。
 平成二十年十二月二十二日

山梨県知事 横内正明

川口歯科医院	おざわ歯科クリニック	山梨介護サービス 介護予 防訪問介護事業所	名 称
甲府市中央四丁目八番一二号	南アルプス市 上宮地七六五番地	笛吹市一宮町 小城七四七番地	所在地
一九二〇一〇三二〇三	一九二一六〇〇三二四	一九七〇五〇〇四三三	介護保険事業所 番 号
介護予防居宅療 養管理指導(み なし)、介護予 防訪問リハビリ テーション(み なし)、介護予 防訪問看護(み なし)、居宅療 養管理指導(み なし)、訪問リ ハビリテーショ ン(みなし)及 び訪問看護(み なし)	介護予防居宅療 養管理指導(み なし)、居宅療 養管理指導(み なし)、訪問リ ハビリテーショ ン(みなし)及 び訪問看護(み なし)	介護予防訪問介 護	サービスの種類
平成二十年十月 二十日	平成二十年十月 二十日	平成二十年十月 一日	廃止年月日

豊富歯科診療 所	米山歯科医院	反田歯科医院	山梨市東後屋 敷五二四番地 二	一九二〇二〇〇 二九八	介護予防居宅療 養管理指導(み なし)、介護予 防訪問リハビリ テーション(み なし)、介護予 防訪問看護(み なし)、居宅療 養管理指導(み なし)、訪問リ ハビリテーショ ン(みなし)及 び訪問看護(み なし)	平成二十年十月 二十日
中央市大鳥居 三六七六番地	笛吹市石和町 小石和一三四 番地一				介護予防居宅療 養管理指導(み なし)、居宅療 養管理指導(み なし)、訪問リ ハビリテーショ ン(みなし)及 び訪問看護(み なし)	平成二十年十月 二十日
一九二二三〇〇 一三八	一九二一八〇〇 三四四				介護予防居宅療 養管理指導(み なし)、居宅療 養管理指導(み なし)、訪問リ ハビリテーショ ン(みなし)及 び訪問看護(み なし)	平成二十年十月 二十日

株式会社合同 タクシー	甲府市大和町 一番地四八	一九七〇一〇一 〇七五	訪問介護	平成二十年十月 二十二日
甲府介護サー ビス	甲斐市天狗沢 一七番地一七	一九七〇八〇〇 七二六	特定介護予防福 祉用具販売及び 特定福祉用具販 売	平成二十年十月 三十一日
指定居宅介護 支援事業所甲 府介護サービ ス	甲斐市天狗沢 一七番地一七	一九七〇八〇〇 七二六	居宅介護支援	平成二十年十月 三十一日
指定福祉用具 貸与事業所甲 府介護サービ ス	甲斐市天狗沢 一七番地一七	一九七〇八〇〇 七二六	介護予防福祉用 具貸与及び福祉 用具貸与	平成二十年十月 三十一日
やさしい手甲 府 訪問看護 センター	甲府市朝日五 丁目四番一六 号	一九六〇一九〇 一〇四	訪問看護	平成二十年十一 月三十日
株式会社伊東 メディカル	南アルプス市 野牛島一八四 五番地七六	一九七〇八〇〇 七六七	特定福祉用具販 売及び福祉用具 貸与	平成二十年十二 月一日

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成二十一年一月八日

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
山梨県知事 横 内 正 明
中央市山之神字出口八五三の一三の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中央市山之神三千六百十三番地十七 ポップタウン 一〇二号室 竹野修一

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為及び公共施設に関する工事は、完了した。
平成二十一年一月八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
南巨摩郡増穂町青柳町字田島屋敷一三九四の一、一三九四の五、一三九四の六、一三九四の七、一三九四の八、一三九四の九、一三九四の一〇、一三九四の一、一三五五の一八及び一三七五の一九の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 公園	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峽南建設事務所及び増穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市住吉一丁目八番二十二号 有限会社丸二商事 代表取締役 三枝昭二

監査委員

山梨県監査委員告示第十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、包括外部監査人の監査の結果に基づく措置状況について通知があったので、次の

とおり公表する。

平成二十一年一月八日

山梨県監査委員
 横 中 森 照
 棚 清 込 元
 本 水 込 元
 邦 武 孝 良
 由 則 元 照

<p>1 監査対象事項 県立中央病院・県立北病院事業の財務に関する事務及び経営に関する管理 人件費等に関する事務執行について</p> <p>2 監査の結果に関する報告の公表 平成20年4月23日付け山梨県公報号外第28号</p> <p>3 監査の結果に基づき講じた措置の内容 ①県立中央病院・県立北病院の財務に関する事務及び経営に関する管理</p>	<p>現在の県立病院の経営形態では、人事や予算など経営に関する権限が分散され、経営責任が不明確であるなど、経営体としての機能が十分に発揮できないため、抜本的に業務運営方法を改善することとし、公務員型の特定地方独立行政法人への移行を目指し、必要な準備を進めていく。</p> <p>なお、県民の声に配慮したこと、医療観察法に基づく指定入院医療機関としての機能を整備する必要があるなどの理由から公務員型の特定地方独立行政法人を選択した。</p>
<p>指 摘 事 項</p> <p>病院事業 中央病院 1 病院の経営形態 地方独立行政法人（非公務員化）が経営の安定性を確保するものと判断する。今後、経営形態の見直しを検討すべきである。</p>	<p>指 摘 事 項</p> <p>2 看護師の配置基準 看護師の配置基準を10:1から7:1にすることが増収につながるなど推定されるが、定数管理のため実行できない。この定数管理を取り除くためには、独立行政法人化等にすることが考えられる。</p>